※見本

75万円の青色申告特別控除を適用しましょう！

様式ID	NTA1TEZ201010010

★

下欄を参考に記入の上、ご返信下さい。
【ＦＡＸ0596-26-0017】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書

年　　月　　日　提出

所轄外提出先			税務署長	提出理由			
提出先	F01	伊勢	税務署長	法人番号	F02		
フリガナ	F03	イセアオイロシンコクカイ		フリガナ	H06	アオイロ　タロウ	
名称又は屋号	F04	伊勢青色申告会		氏名又は代表者氏名	H07	青色　太郎	
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	516 － 0037	電話番号	F07	０５９６－　２６　－００１６	
	住所地等	F06	伊勢市岩渕１－７－１７　伊勢商工会議所内２F				
【法人】代表者住所等	代表者電話番号	H09	―　　―				
	住所地等	H08					

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受けたいので、規則第５条第６項及び消規則第27条の２第４項の規定により届出書を提出します。

(※)個人事業者が75万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります（既に提出している場合を除きます。）。

１　電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用する特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の概要及びその特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）を事業の用に供した日

(1)　市販のソフトウェア
（複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）

	事業供用日 元号	年	月	日	メーカー名		商品名		JIIMA認証の有無	
N01	令和	9	1	1	E01	株式会社ゼンアオイロ	E02	ブルーリターンA	G01	有
N02					E03		E04		G02	
N03					E05		E06		G03	
N04					E07		E08		G04	

(2)　市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）

	事業供用日 元号	年	月	日	自己開発・委託開発		委託開発の場合は委託先	
N05					G05		E09	

２　上記１以外の参考となる事項

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					